

令和 7 年度

# 個人住民税のしおり

天理市

# 目 次

■ 住民税とは	1
■ 所得税と住民税	2
■ 住民税の納付	4
■ 住民税の非課税限度額	5
■ 住民税の計算方法	6
● 分離課税分の税率	8
■ 所得の種類と所得金額	9
■ 住民税と所得税の所得控除	20
● 医療費控除	22
● 配偶者控除と配偶者特別控除	24
● 妻又は夫のアルバイト年収に対する課税と配偶者控除	25
● ひとり親・寡婦控除	26
● 税法上の扶養親族	27
■ 税額控除	29

## ■住民税とは

市・県などの地方公共団体が行う様々な事業の資金の一部を住民のみなさんにその担税能力に応じて分担していただくという地方税の重要な税目です。

前年中の所得に対して、  
本年1月1日現在の住民登録地(居住地)で課税

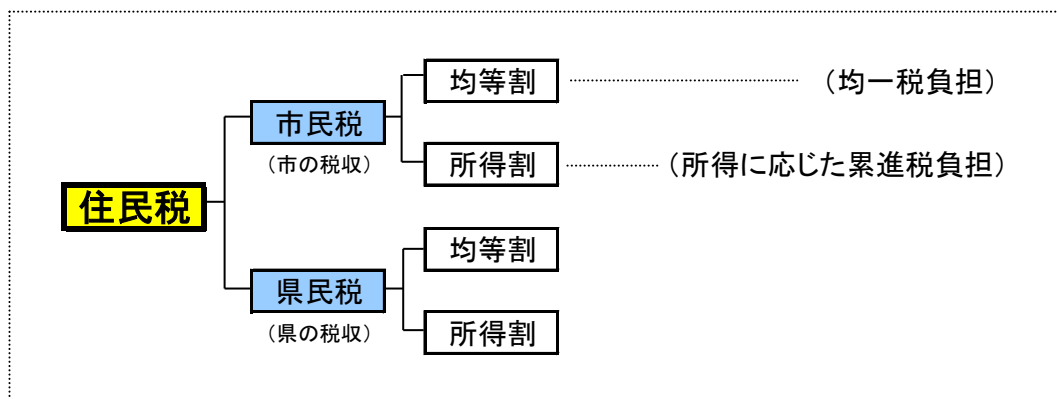
したがって、現在無収入の状態であっても、前年中に一定の所得があれば、今年度の住民税は課税となります。

なお、年度途中で市外に転出した場合やお亡くなりになった場合も、その1月1日現在の住民登録地で1年分納税していただくことになっています。

◎ 住民税は“市民税”と“県民税”からなっており、さらにそれぞれ次のように分けられます。

- ・均等割 (納税者の所得に関わらず、等しく均一額を課税)
- ・所得割 (所得の多寡をベースにして、生活状況を考慮した累進課税)

※いずれも、一定の所得以上の方が対象となります。(P5参照)



※県民税も市役所が市民税と併せて徴収し、後日、県の方に払い込んでいます。

## ■ 所得税と住民税

個人の所得に対して課税される税金には、“**所得税**”と“**住民税**”があります。

(R6年分)	<b>所 得 税</b> (国税)
申告の意義	確定申告 → 自ら前年1年間の所得税の精算をするもの《申告納税》
課税方式	所得に応じた累進課税
窓 口	現在の居住地管轄の税務署 天理市: 奈良税務署 (Tel 0742-26-1201)
申告期限	2月17日～3月17日 (還付申告の場合は上記期間外でも可)
納 税	3月17日まで (期限後の納付には加算税等が追加されます)

### 申 告 義 務

①サラリーマン (1箇所からの給与所得のみ)	×	通常、勤務先で毎月の給与から概算で所得税を天引き(源泉徴収)し、年末にその精算(年末調整)をすることによって納税関係は終了します。 ※ただし、年収が2,000万円を超える人、中途退職された人、医療費控除等を受ける人、年末調整後に扶養親族を改める場合は申告が必要です。
②サラリーマンで主たる給与所得及び退職所得以外の所得が <b>20万円以下</b> の場合	×	複数箇所から給与を受けている人で、年末調整されていない給与所得の合計額が20万円以下の場合も申告は不要です。 ※ただし、医療費控除・住宅ローン控除等の還付申告をする場合には少額であっても、それを含めて申告しなければなりません。
③公的年金所得者で年金収入額が <b>400万円以下</b> でかつ、公的年金以外の所得金額が <b>20万円以下</b> の場合	×	公的年金収入額が <b>400万円以下</b> (2か所以上ある場合は、その合計額)でかつ公的年金以外の所得金額が <b>20万円以下</b> の場合は申告は不要です。 ※ただし、医療費控除・住宅ローン控除等の還付申告をする場合には少額であっても、それを含めて申告しなければなりません。
④上記以外の所得者 (事業・不動産所得等)	△	所得税がかからない場合、基本的には不要 ※ただし、繰越損失控除を受ける場合・分離譲渡所得で特別控除などの適用を受ける場合等は必要です。
⑤収入のなかった人	×	全く不要

(R7年度)	住 民 税 (地方税)	
申告の意義	市町村が住民税を算出するために、その課税資料として前年1年間の所得を申告するもの	
課税方式	所得によらない均一額課税(均等割)と所得に応じた累進課税(所得割)の二本立	
窓 口	本年1月1日現在の住民登録地(居住地)の <b>市区町村住民税課税担当課</b>	
申告期限	3月17日	
納 税	ア)特別徴収(給与) (6月～翌年5月迄の12回に分けて毎月の給与から天引き) イ)特別徴収(年金) (4月～翌年2月迄の6回に分けて年金から天引き) ウ)普通徴収 (6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて個人納付)	
<b>申 告 義 務</b>		
①サラリーマン (1箇所からの給与所得のみ)	△	勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出のある場合は不要  ※所得税の確定申告はしないで、住民税のみ医療費控除等を受けようとする場合は必要です。
②サラリーマンで主たる給与所得及び退職所得以外の所得が <b>20万円以下</b> の場合	○	住民税は、源泉徴収制度をとっていないことなどから、これらの少額所得に関しても、給与と併せて申告していただかなければなりません。
③公的年金所得者のうち年金収入額が <b>400万円以下</b> でかつ、公的年金以外の所得金額が <b>20万円以下</b> の場合	×	公的年金収入額が <b>400万円以下</b> (2か所以上ある場合は、その合計額)でかつ公的年金以外の所得金額が <b>20万円以下</b> の場合は申告は不要です。  ※ただし、医療費控除の申告をする場合には、年間のすべての所得を申告しなければなりません。
④上記以外の所得者 (事業・不動産所得等)	○	同 上  ※ただし、公的年金のみの所得者の場合、日本年金機構等よりその資料が届きますので申告は不要です。
⑤収入のなかった人	△	・義務はありませんが、市内居住者の扶養となっていない場合は、申告された方が本人にとって有利になる場合があります。 ・また、申告をされないと、非課税証明書等の交付を受けられない場合があります。

★所得税の確定申告をした場合、住民税の申告は不要です。

## ■住民税の納付

特別徴収 (給与)	勤務先から給与の支払いを受けている方(退職された方は除きます) (12回)
	→6月から翌年5月まで毎月の給与から天引き
特別徴収 (年金)	年金に対して住民税がかかる方 (6回)
	→4月から翌年2月まで年金から天引き
普通徴収	上記以外の給与・年金所得者、事業・不動産等の所得者の方 (4回)
	→6月(1期)、8月(2期)、10月(3期)、翌年1月(4期)で市役所からの納付書によりご自分で納付

☆退職所得にかかる住民税は、所得税とともに退職金支払い時に天引きされます。

### ◎特別徴収の方で年度途中で会社を退職された場合

勤務先の給与から天引きができなくなりますので、既課税額のうち未納分については退職時に給与から一括徴収されるか、もしくは残額を後日、市役所より郵送される納付書によりご自分で納めていただくことになります。

《参考》年度途中で会社を退職し、再就職をしていない場合、その年中の所得税の精算(年末調整)ができていませんので、確定申告(還付申告)をすると所得税が還付される場合があります。

→(窓口)税務署 (必要書類) 源泉徴収票、生命保険料支払証明書、地震保険料支払証明書、国民年金保険料支払証明書(領収書)、本人名義金融機関口座番号控など

なお、申告の際には本人確認及び個人番号(マイナンバー)確認が必要となります。

詳しくは直接税務署にご確認ください。

### ◎年度途中で死亡した方の納税義務

死亡当時に税額が決定されている住民税のうち、未納分については法定相続人に納税義務が承継されます。

また、税額が決定されていなくても、その年の1月2日以降に死亡された場合は前年中の所得に対する住民税の納税義務は消失しませんので、相続人が承継することになります。ただし、死亡した年の所得に対して翌年度住民税は課税されません。

## ■住民税の非課税限度額

### 均等割も所得割もかからない人

- (1) 前年中に所得のなかった人
- (2) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
- (3) 障害者、未成年者(※)、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下  
(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった人

※未成年者＝18歳未満(令和7年度の場合、平成19年1月2日以降に生まれた方)

(民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税が賦課されるかどうかの判定において、未成年者にあたらぬこととなりました。)

### 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である人

- a. 同一生計配偶者および扶養親族のいずれも有しない場合  
380,000円
- b. 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合  
 $280,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 268,000円$

### 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- (1) 同一生計配偶者および扶養親族のいずれも有しない場合  
450,000円
- (2) 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合  
 $350,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 420,000円$

住民税課税最低限一覧表  
(単位:円)

扶養親族数	均等割	均等割非課税 (給与収入)	所得割
0	380,000	930,000	450,000
1	828,000	1,378,000	1,120,000
2	1,108,000	1,683,999	1,470,000
3	1,388,000	2,099,999	1,820,000
4	1,668,000	2,499,999	2,170,000
5	1,948,000	2,899,999	2,520,000
6	2,228,000	3,299,999	2,870,000
7	2,508,000	3,687,999	3,220,000
8	2,788,000	4,035,999	3,570,000

★左記均等割欄の所得金額を超える所得があった場合、住民税が課税されます。

★扶養親族数には16歳未満の扶養親族も含まれます。

《注》均等割課税最低限の所得金額に関して、分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

# ■住民税の計算方法 (令和7年度)

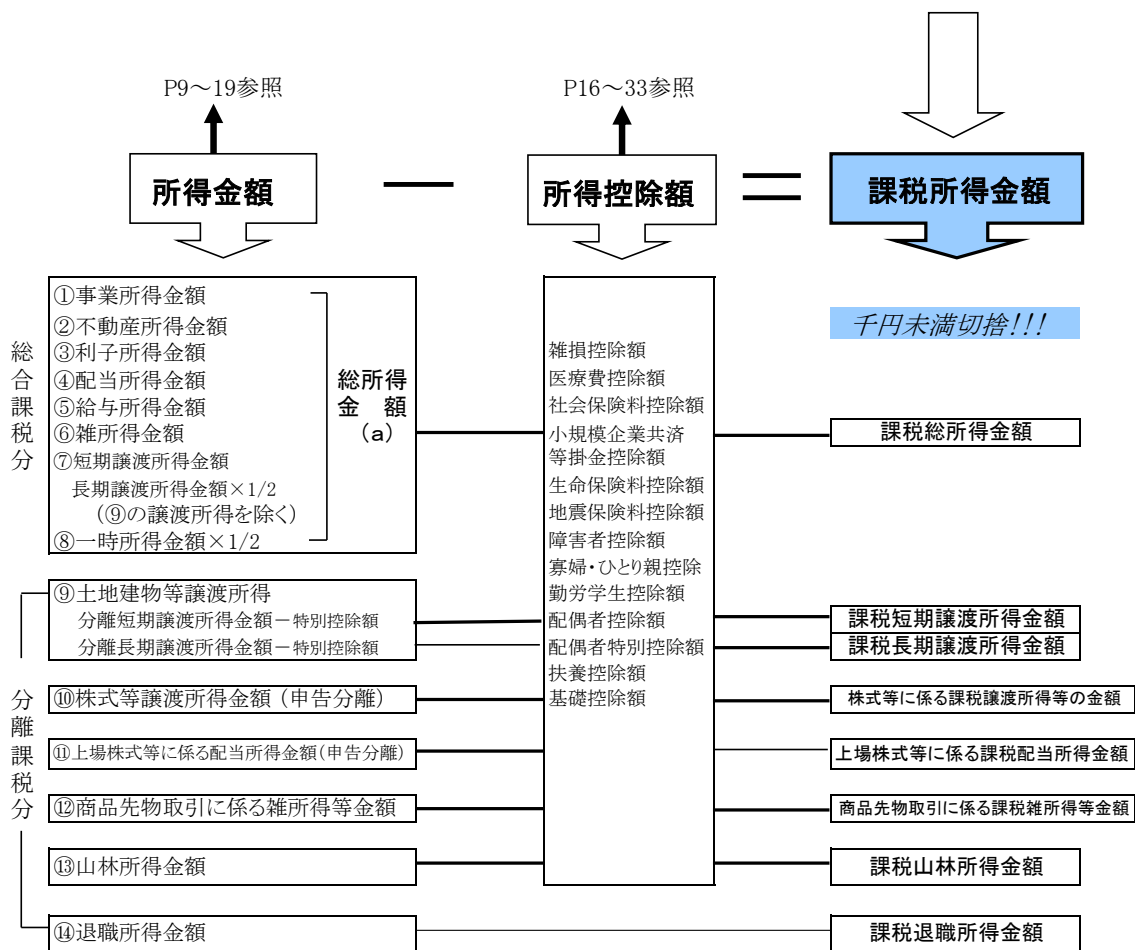
## 均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,500円 森林環境税 1,000円 合計 5,500円  
 (奈良県森林環境税 500円を含む) (国税)

※令和6年度から日本国内に住所のある個人に対して、年額1,000円/人の森林環境税が課税されます。  
 森林環境税は市民税・県民税の枠組みを用いて賦課・徴収することとなり、  
 その税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

## 所得割額

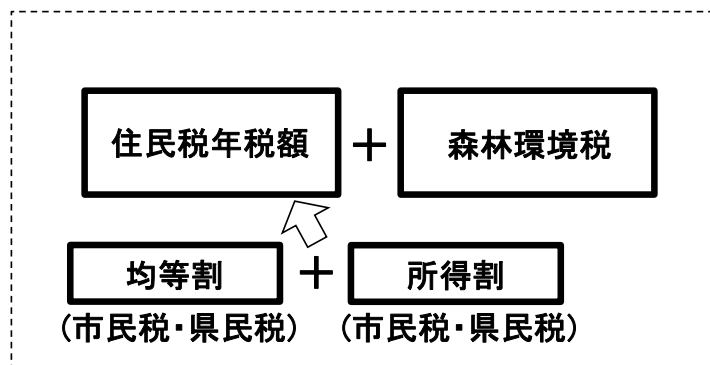
所得金額から所得控除額を差し引いたものが課税対象金額になります。



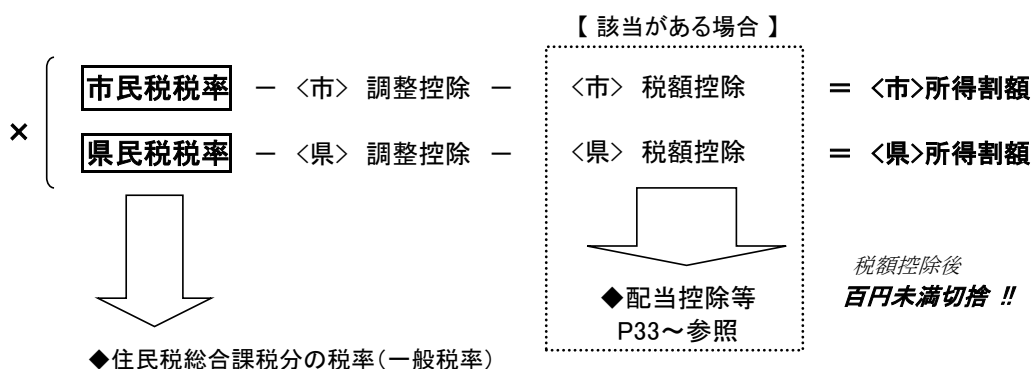
※退職所得にかかる住民税は退職金支払時に天引きされ、納税関係が終了します

◎所得控除額は、まず総合課税分=上記(a)から差し引き、引ききれない差額分を分離課税分  
 から引き、課税所得金額を求めます。



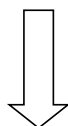


課税所得金額に所定の税率を乗じ、調整控除後の額から税額控除(該当がある場合)をして算出します。



市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

※土地・建物、株式等の譲渡並びに山林・退職所得等がある場合、他の総合課税分とは分離して、それぞれ独自に所得割を計算します。  
<分離課税>



●分離課税分の税率に関しては、P8参照

《参考》 所得税税率表 (総合課税分)

課税総所得金額	税率	速算控除額
1千円以上 ~ 195万円未満	5%	—
195万円以上 ~ 330万円未満	10%	97,500
330万円以上 ~ 695万円未満	20%	427,500
695万円以上 ~ 900万円未満	23%	636,000
900万円以上 ~ 1,800万円未満	33%	1,536,000
1,800万円以上 ~ 4,000万円未満	40%	2,796,000
4,000万円以上 ~	45%	4,796,000

### 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除の額の差額に起因する負担を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。

課税所得金額	
200万円以下	次の(1)と(2)のいずれか少ない金額の5% (1) 人的控除額の差の合計額(P16・17参照) (2) 住民税課税所得金額
200万円超	【 人的控除額の差の合計額 - (住民税課税所得金額 - 200万円) 】 × 5% ただし、2,500円未満の場合は2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外

## ● 分離課税分の税率

<住民税：R7年度 所得税：R6年分>

(R6年分)		市民税	県民税	所得税	
分離短期譲渡	一般	5.4%	3.6%	30%	
	国、地方公共団体 に対する譲渡(軽減)	3%	2%	15%	
分離長期譲渡	一般	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地等 に係る 長期譲渡所得 (特定)	2千万円以下	2.4%	1.6%	10%
		2千万円超	$48万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2千万円) \times 3\%$	$32万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2千万円) \times 2\%$	$200万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2千万円) \times 15\%$
	所有期間10年 超居住用財産 (軽減)	6千万円以下	2.4%	1.6%	10%
6千万円超		$144万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6千万円) \times 3\%$	$96万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6千万円) \times 2\%$	$600万円 + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6千万円) \times 15\%$	
株式等譲渡	上場株式等	3%	2%	15%	
	上記以外	3%	2%	15%	
上場株式等配当		3%	2%	15%	
商品先物取引		3%	2%	15%	
山	林	6%	4%	$(\text{課税山林所得金額} \times 1/5 \times \text{一般税率}) \times 5$	
退	職	※ P12参照 課税退職所得金額 $\times 10\%$ (税率は市民税6%、県民税4%です)		総合課税分に同じ	

## ■所得の種類と所得金額

一般的に収入金額から必要経費を差し引くことによって算出します。

所得の種類		所得金額の計算方法
事業所得	商業、農業、自由業による収益	収入金額－必要経費
不動産所得	土地・建物の賃貸料等	収入金額－必要経費
利子所得	公社債・預貯金等の利子	収入金額
配当所得	株式や出資金の配当等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債利子
給与所得	サラリーマン等の給与、賞与	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額
雑所得	公的年金	収入金額－公的年金等控除額
	原稿、講演料等の業務に係る所得	収入金額－必要経費
	個人年金保険、互助年金等の所得	収入金額－必要経費
一時所得	懸賞金・馬券等払戻金	収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
	生命保険等の満期受取金等	※総所得金額に算入するときは1/2の金額にします
譲渡所得	土地等の資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得費等の経費－特別控除額
山林所得	5年超所有山林の伐採か譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2

土地・建物・株式等の譲渡並びに山林・退職所得等は、ほかの総合課税分とは分離して課税計算します。（P6参照）

### 事業専従者控除

不動産・事業所得または山林所得の所得計算上、事業主と生計を一にする15歳以上（H21.1.1以前生まれ）の親族で、1年のうち6ヶ月を超える期間、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額を必要経費に算入できます。

**※事業専従者とした親族は、税法上どなたの扶養親族にもすることはできません**

青色申告	青色事業専従者に支払われた適正な給与額（事前に税務署への届出必要）
白色申告	事業専従者一人について次のいずれか低い方の金額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円）</li> <li>・事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数 + 1）</li> </ul>

## 給与所得

給与所得者の場合、次のように給与控除額を差し引いて給与所得を計算します。

給与収入金額 合計額 (A)	給与所得額
～ 1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

収入金額が1,628,000円から6,599,999円の方は次の表で計算します。

収入金額 ÷ 4 = ,000円 (B) (千円未満の端数切捨て)

(B)の金額	給与所得額
407,000円 ～ 449,000円	(B) × 2.4 + 100,000円
450,000円 ～ 899,000円	(B) × 2.8 - 80,000円
900,000円 ～ 1,649,000円	(B) × 3.2 - 440,000円

給与収入金額 合計額 (C)	給与所得額
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(C) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	(C) - 1,950,000円

※実際には簡易給与所得表から適用します。

※ただし、子育て・介護世帯に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する人等の負担が増えないように措置が講じられます。(P11所得金額調整控除を参照)

## 公的年金等にかかる雑所得

給与所得者と同様に、年金受給者の年金所得(雑所得)を計算するうえで、必要経費に代わるものとして、年金収入金額に応じて公的年金等控除額を差し引きします。

受給者年齢	公的年金等の収入金額合計額(D)	公的年金等雑所得額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 S 35.1.1 以前生まれ	～ 3,299,999円	(D) - 1,100,000円	(D) - 1,000,000円	(D) - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(D) × 0.75 - 275,000円	(D) × 0.75 - 175,000円	(D) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(D) × 0.85 - 685,000円	(D) × 0.85 - 585,000円	(D) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(D) × 0.95 - 1,455,000円	(D) × 0.95 - 1,355,000円	(D) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	(D) - 1,955,000円	(D) - 1,855,000円	(D) - 1,755,000円
65歳未満 S 35.1.2 以後生まれ	～ 1,299,999円	(D) - 600,000円	(D) - 500,000円	(D) - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(D) × 0.75 - 275,000円	(D) × 0.75 - 175,000円	(D) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(D) × 0.85 - 685,000円	(D) × 0.85 - 585,000円	(D) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(D) × 0.95 - 1,455,000円	(D) × 0.95 - 1,355,000円	(D) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	(D) - 1,955,000円	(D) - 1,855,000円	(D) - 1,755,000円

※年齢の判定は、当該所得年の12月31日の現況によります。

※なお、障害年金、遺族年金、寡婦年金等は、非課税所得です。

## 所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです

所得金額調整控除には、次のとおり、二種類の控除があります。

### ● 所得金額調整控除の要件1

給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合に適用されます。

1. 本人が特別障害者に該当する
2. 特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族を有する
3. 23歳未満の扶養親族を有する

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

### ● 所得金額調整控除の要件2

以下の条件を全て満たす場合に適用されます。

1. 給与所得と公的年金等に係る雑所得がある給与所得者
2. 1の合計額が10万円を超える

※所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

$$\text{控除額} = (\text{給与所得}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円})) - 10\text{万円}$$

## 退職所得

①一般の退職手当等の場合

$$(\text{退職金支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額}$$

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下	40万円 × 勤続年数	最低80万円とし、障害による 退職は100万円加算
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)	

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年として切り上げて計算します。

②特定役員等に対する退職手当等(※)の場合(H25.1.1より計算方法が変わりました)

$$\text{退職金支払金額} - \text{退職所得控除額} = \text{課税退職所得金額}$$

↑  
(①と同様)

※役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち、

その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

★勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。(令和4年1月1日以降に支払われるべき退職手当等が対象)

★退職所得にかかる所得税・住民税はその支払時に天引きされます。

## 一時所得

一時所得とは、懸賞金、馬券等払戻金、生命保険契約等に基づく一時金などをいいます。

例えば、生命保険満期保険金の計算方法は以下ようになります。

$$\left( \text{受取金額} - \overset{A}{\text{既払込保険料}} - \text{特別控除額} \right) \times 1/2$$

※通常50万

※Aが50万円未満の場合、特別控除額はA

《参考》生命保険を受け取った場合の課税関係

被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
夫	夫	夫	満期	夫の一時所得
			夫の死亡	相続人に相続税
夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
			夫の死亡	妻に相続税
妻	夫	妻	夫の死亡	相続人に相続税 (生命保険契約に関する権利)
妻	夫	夫	満期	夫の一時所得
			妻の死亡	

※身体の障害(疾病)に基因して受け取る生・損保保険金、生前給付金は非課税となっています。

## 配当所得

配当所得とは主に株式などの利益の配当等をいいます。

必要経費として株式を取得するための借入金の利息を計上できます。

上場株式等の配当所得(大口株主を除く)については、申告しないで済ませる(源泉徴収)こともできますが、申告する場合は「申告分離課税」か「総合課税」かを選択することが可能です。

総合課税を選択した場合は配当控除の適用対象となります(ただし、外国株式やJ-REITなどの配当金を除く)。一方、申告分離課税とした場合は上場株式等に係る譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用を受けることができます。

非上場株式等(大口株主を含む)について、所得税は少額配当のみ申告不要を選択できます。しかし、源泉徴収がない住民税は少額配当も含めたすべてを必ず申告(「総合課税」)する必要があります。

※これまでは個人住民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、令和6年度の個人住民税(令和5年分の確定申告)より個人住民税と所得税において課税方式を一致させることとなりました。

### <利子所得・配当所得の課税方式>

区分	所得区分	源泉徴収税率	課税方式		
			住民税	所得税	
上場株式等	上場株式・公募株式投資信託等	20.315% ・ 所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	所得税の課税方式による	申告不要	
	特定公社債等	20.315% ・ 所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%		申告分離課税	
一般株式等	非上場株式等(大口株主含む)	少額配当所得	20.42% ・ 所得税及び復興特別所得税 20.42% ・ 住民税 なし	総合課税【必ず申告】	選択 申告不要 総合課税
		上記以外の配当所得	20.42% ・ 所得税及び復興特別所得税 20.42% ・ 住民税 なし	総合課税【必ず申告】	総合課税
	一般公社債等	同族株主保有の同族会社発行社債の利子所得	15.315% ・ 所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 なし	総合課税【必ず申告】	総合課税
		上記以外の利子所得	20.315% ・ 所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	源泉分離課税(申告不可)	源泉分離課税(申告不可)

※ 所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税(個人住民税)でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

1). 上場株式等の配当等のうち、大口株主などが支払いを受けるもの以外の特定上場株式等の配当等

(特定配当等にかかる所得)

- ・上場株式(投資口)の配当
- ・特定投資法人の投資口の配当
- ・公募投資信託の収益の分配(公社債投資信託以外の証券投資信託にかかるものに限る)

源泉徴収税率

住民税	所得税
5%	15.315%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
所得税の課税方式による	申告不要
	総合課税
	申告分離課税

※源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択することが可能です。

※申告する場合、総合課税に代えて申告分離課税を選択することが可能ですが、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けることができません。

※申告分離課税の場合、所得税の税率は15%、住民税は5%となります。また、所得税と合わせて復興特別所得税がかかります。

※申告する場合は申告する配当所得のすべてについて、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。(利子所得を申告分離課税とし、配当所得を総合課税とすることは可能です)



## 2).上場株式等の配当のうち、大口株主などが支払いを受けるもの

源泉徴収税率

住民税	所得税
源泉徴収なし	20.42%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
総合課税	総合課税

※大口株主などが支払いを受ける上場株式等の配当等は総合課税の対象となり、申告分離課税や申告不要制度(少額配当である場合を除く)を選択することはできません。

## 3).非上場株式の配当等のうち、少額配当にあたるもの

源泉徴収税率

住民税	所得税
源泉徴収なし	20.42%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
総合課税	申告不要
	総合課税

※源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択できますが、この制度を選択すると、配当控除を受けることができません。

※住民税において申告不要とすることはできません。

## 4).非上場株の配当所得のうち、少額配当以外のもの

源泉徴収税率

住民税	所得税
源泉徴収なし	20.42%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
総合課税	総合課税

※非上場株式の配当のうち、少額配当以外の配当は総合課税の対象となり、申告分離課税や確定申告不要制度(少額配当である場合を除く)を選択することができません。

※住民税においても申告不要とすることはできません。

## 利子所得

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配など(特定配当等にかかる所得)

源泉徴収税率

住民税	所得税
5%	15.315%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
所得税の課税方式による	申告不要
	総合課税

※源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択することが可能です。

※申告する場合は申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

## 株式譲渡所得

### 1) 源泉徴収口座で取引される上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得金額にかかる所得)

源泉徴収税率

住民税	所得税
5%	15.315%

選択可能な課税方式

住民税	所得税
所得税の課税方式による	申告不要
	総合課税

※源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得については原則として確定申告または住民税申告は不要です。ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰り越し控除の適用を受ける場合には確定申告または住民税申告をする必要があります。

### 2) 簡易口座または一般口座で取引される上場株式等の譲渡所得

源泉徴収税率

住民税	所得税
源泉徴収なし	源泉徴収なし

選択可能な課税方式

住民税	所得税
申告分離課税	申告分離課税

※簡易口座または一般口座で取引される上場株式の譲渡所得は申告分離課税の対象となります。申告不要制度を選択することはできません。

### 3) 一般株式等の譲渡所得

源泉徴収税率

住民税	所得税
源泉徴収なし	源泉徴収なし

選択可能な課税方式

住民税	所得税
申告分離課税	申告分離課税

※一般株式等の譲渡所得は申告分離課税の対象となります。申告不要制度を選択することはできません。

## 譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日において、その資産の所有期間が5年を超えるか否かによって長期譲渡、短期譲渡の区分をします。（土地建物等の譲渡所得は、分離課税となります。P6参照）

$$\text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} \leftarrow \text{譲渡所得}$$

※取得費が譲渡価格の5%より少ない場合は、その譲渡価格の5%相当額を取得費とすることができます。

### <主な特別控除額の種類と額>

譲 渡 の 理 由	特別控除額
①自分の住んでいる家屋、又はその家屋とともにその敷地を譲渡した場合	3,000万円
②収用対象事業のために、土地建物等を譲渡した場合	5,000万円
③国、地方公共団体、住宅都市整備公団が行う特定土地区画整理事業のために土地を譲渡した場合	2,000万円
④地方公共団体等の行う特定住宅地造成事業等のために、土地等を譲渡した場合	1,500万円
⑤農業振興地域内の農地で農業合理化法人等に農地保有の合理化のために、農地を譲渡した場合	800万円

### <分離譲渡所得区分>

区 分	内 容	該当条文
分離短期譲渡所得	一般所得	土地建物等の譲渡で下記の軽減所得以外のもの 措法 32
	軽減所得	土地等を国や地方公共団体等に譲渡した所得 措法 32④
分離長期譲渡所得	一般所得	土地建物等の譲渡で下記の特定・軽減所得以外のもの 措法 31
	特定所得	公的土地・優良住宅地等のために土地等を譲渡した所得 措法 31② 33④
	軽減所得	所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した所得 措法 31③

### 《参考》マイホームを売ったときの特例

区 分		3000万円特別控除	軽減税率の特例	買換(交換)の特例
所有期間 10年超	譲渡者の居住期間10年以上 買換家屋の面積50㎡以上 買換土地等の面積500㎡以下	○	○	○
	上 記 以 外	○	○	×
所有期間10年以下		○	×	×

## 利子所得

利子所得とは、預貯金・国債や地方債の利子等をいいます。

平成28年1月1日以降、利子所得の区分によって課税の取扱いが変更され、特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象となります。《申告分離課税》

申告不要とすることもでき、その場合に譲渡損失との損益通算や繰越控除はできません。なお、住民税のみ申告不要とする場合は、納税通知前に市民税・県民税の申告書を市に提出する必要があります。

一般公社債等の利子等については、利子割として、その支払時に一律20%（所得税15%、住民税5%）の税額の天引きが維持され、所得税の確定申告に計上できません。《源泉分離課税》

ただし、同族会社が発行した社債の利子で、同族株主等が支払いを受けるものは、源泉分離課税ではなく《総合課税》の対象となります。この場合、住民税は源泉徴収されませんので、必ず申告が必要です。

## ■住民税と所得税の所得控除

所得控除は、その課税対象年に納税者に扶養親族等があるか、各保険料を負担したかなど、個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引きするものです。

種類と要件	住 民 税	所 得 税	人的控除額の差																												
<b>雑損控除</b> 災害又は盗難等により、資産について損失を生じた場合	次のいずれか多い方の金額 ①損失額－保険等により補てんされた額－総所得金額等の合計額×1/10 ②災害関連支出金額－5万円 <b>※被災者生活再建支援金は保険金等により補填された額には当たりません。</b>																														
<b>医療費控除</b> 病気等により医療費を支払った場合 (P22・23参照)	(一般医療費控除) 医療費－保険等により補てんされた額 －10万円 or 総所得金額等の合計額×5% (いずれか少ない方の金額) (セルフメディケーション税制) 医療費－保険等により補てんされた額－12,000円	控除限度額 <b>200万円</b>  <b>8万8000円</b>																													
<b>社会保険料控除</b> 健康保険や国民年金・介護保険料等を支払った場合	<b>支払った金額</b> ※生計を一にする配偶者やその他親族が受け取る年金から天引き(特別徴収)されている介護保険料や後期高齢者医療保険料等は控除の対象になりません。ただし、生計を一にする配偶者やその他親族の介護保険料や後期高齢者医療保険料を申告者の口座振替又は納付書により納付された場合は控除の対象になります。																														
<b>小規模企業共済等掛金控除</b> 小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	<b>支払った金額</b>																														
<b>生命保険料控除</b> 保険金の受取人のすべてを本人または配偶者及び親族とする生命保険・個人年金保険契約等の保険料、または掛金を支払った場合  <b>※H24.1より生命保険料控除については契約締結時期によって、控除額が変わります。</b>	<H23.12.31以前に締結した旧生命保険契約> 一般の生命保険、個人年金保険の支払保険料に応じてそれぞれ最高 35,000円まで控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 15,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000超～ 40,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 7,500</td> </tr> <tr> <td>40,000超～ 70,000以下</td> <td>支払金額×1/4 + 17,500</td> </tr> <tr> <td>70,000超～</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table>	支 払 金 額	控 除 額	～ 15,000以下	支払金額全額	15,000超～ 40,000以下	支払金額×1/2 + 7,500	40,000超～ 70,000以下	支払金額×1/4 + 17,500	70,000超～	35,000	一般の生命保険、個人年金保険の支払保険料に応じてそれぞれ最高 50,000円まで控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 25,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>25,000超～ 50,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 12,500</td> </tr> <tr> <td>50,000超～ 100,000以下</td> <td>支払金額×1/4 + 25,000</td> </tr> <tr> <td>100,000超～</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	支 払 金 額	控 除 額	～ 25,000以下	支払金額全額	25,000超～ 50,000以下	支払金額×1/2 + 12,500	50,000超～ 100,000以下	支払金額×1/4 + 25,000	100,000超～	50,000									
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 15,000以下	支払金額全額																														
15,000超～ 40,000以下	支払金額×1/2 + 7,500																														
40,000超～ 70,000以下	支払金額×1/4 + 17,500																														
70,000超～	35,000																														
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 25,000以下	支払金額全額																														
25,000超～ 50,000以下	支払金額×1/2 + 12,500																														
50,000超～ 100,000以下	支払金額×1/4 + 25,000																														
100,000超～	50,000																														
	<H24.1以後に締結した新生命保険契約(従前の契約の更新、特約の中途付加、転換を含む)> 一般の生命保険、個人年金保険、介護医療保険の支払保険料に応じてそれぞれ最高 28,000円まで控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 12,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000超～ 32,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 6,000</td> </tr> <tr> <td>32,000超～ 56,000以下</td> <td>支払金額×1/4 + 14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000超～</td> <td>28,000</td> </tr> </tbody> </table>	支 払 金 額	控 除 額	～ 12,000以下	支払金額全額	12,000超～ 32,000以下	支払金額×1/2 + 6,000	32,000超～ 56,000以下	支払金額×1/4 + 14,000	56,000超～	28,000	一般の生命保険、個人年金保険、介護医療保険の支払保険料に応じてそれぞれ最高 40,000円まで控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 20,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>20,000超～ 40,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 10,000</td> </tr> <tr> <td>40,000超～ 80,000以下</td> <td>支払金額×1/4 + 20,000</td> </tr> <tr> <td>80,000超～</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table>	支 払 金 額	控 除 額	～ 20,000以下	支払金額全額	20,000超～ 40,000以下	支払金額×1/2 + 10,000	40,000超～ 80,000以下	支払金額×1/4 + 20,000	80,000超～	40,000									
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 12,000以下	支払金額全額																														
12,000超～ 32,000以下	支払金額×1/2 + 6,000																														
32,000超～ 56,000以下	支払金額×1/4 + 14,000																														
56,000超～	28,000																														
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 20,000以下	支払金額全額																														
20,000超～ 40,000以下	支払金額×1/2 + 10,000																														
40,000超～ 80,000以下	支払金額×1/4 + 20,000																														
80,000超～	40,000																														
	<b>新旧合わせて制度全体の適用限度額 70,000円</b>	<b>新旧合わせて制度全体の適用限度額 120,000円</b>																													
<b>地震保険料控除</b> 家屋や家財を保険または共済の目的とし、地震、噴火等またはこれらを間接の原因とする火災、損壊等による損失を補てんする保険契約等に基づく保険料を支払った場合の控除です  ※平成18年末までに契約を締結した旧長期損害保険料については、引き続き控除対象となります(旧短期損害保険料は対象外) ※「長期」とは保険期間や共済期間が10年以上で、満期返戻金等があるものをいいます	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料のみの場合</td> <td>支払金額の1/2 (限度額 25,000円)</td> </tr> <tr> <td>地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合</td> <td>両方の控除合計額 (限度額 25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000超～ 15,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 2,500</td> </tr> <tr> <td>15,000超～</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料	控 除 額	地震保険料のみの場合	支払金額の1/2 (限度額 25,000円)	地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合	両方の控除合計額 (限度額 25,000円)	支 払 金 額	控 除 額	～ 5,000以下	支払金額全額	5,000超～ 15,000以下	支払金額×1/2 + 2,500	15,000超～	10,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料のみの場合</td> <td>支払金額 (限度額 50,000円)</td> </tr> <tr> <td>地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合</td> <td>両方の控除合計額 (限度額 50,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 払 金 額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 10,000以下</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>10,000超～ 20,000以下</td> <td>支払金額×1/2 + 5,000</td> </tr> <tr> <td>20,000超～</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料	控 除 額	地震保険料のみの場合	支払金額 (限度額 50,000円)	地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合	両方の控除合計額 (限度額 50,000円)	支 払 金 額	控 除 額	～ 10,000以下	支払金額全額	10,000超～ 20,000以下	支払金額×1/2 + 5,000	20,000超～	15,000	
対象保険料	控 除 額																														
地震保険料のみの場合	支払金額の1/2 (限度額 25,000円)																														
地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合	両方の控除合計額 (限度額 25,000円)																														
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 5,000以下	支払金額全額																														
5,000超～ 15,000以下	支払金額×1/2 + 2,500																														
15,000超～	10,000																														
対象保険料	控 除 額																														
地震保険料のみの場合	支払金額 (限度額 50,000円)																														
地震保険と旧長期損害保険料の両方がある場合	両方の控除合計額 (限度額 50,000円)																														
支 払 金 額	控 除 額																														
～ 10,000以下	支払金額全額																														
10,000超～ 20,000以下	支払金額×1/2 + 5,000																														
20,000超～	15,000																														
<b>普通障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者、扶養親族※が普通障害者の場合	<b>26万円</b> <身体3～6級/療育B/精神2・3級>	<b>27万円</b> <身体3～6級/療育B/精神2・3級>	<b>1万円</b>																												
<b>特別障害者控除</b> 本人、控除対象配偶者、扶養親族※が特別障害者の場合	<b>30万円(同居の場合は53万円)</b> <身体1・2級/療育A/精神1級>	<b>40万円(同居の場合は75万円)</b> <身体1・2級/療育A/精神1級>	<b>10万円 (22万円)</b>																												

※12月31日の現況において判定します。

※障害者控除・寡婦控除に係る扶養親族には16歳未満の方を含みます。

種類と要件	住民税	所得税	人的控除額の差																				
<b>寄附金控除</b>	税額控除のためなし	特定寄附金額－2千円																					
<b>勤労学生控除</b> 合計所得金額が75万円以下かつ給与所得金額以外の所得金額が10万円以下の勤労学生本人	26万円	27万円	1万円																				
<b>寡婦控除</b> 次の①又は②のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	26万円 <P26参照>	27万円 <P26参照>	1万円																				
<b>ひとり親控除</b> 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族でない人に限ります)を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の人	30万円 <P26参照>	35万円 <P26参照>	5万円																				
<b>一般配偶者控除</b> 所得者本人の配偶者で合計所得金額が48万円以下の人	33万円(最高額) <P24参照>	38万円(最高額) <P24参照>	5万円(最高額)																				
<b>老人配偶者控除</b> 所得者本人の配偶者で合計所得金額が48万円以下かつ年齢70歳以上の人	38万円(最高額) <P24参照>	48万円(最高額) <P24参照>	10万円(最高額)																				
<b>配偶者特別控除</b> 所得者本人の合計所得金額が1千万円以下で配偶者自身が控除を受けていない場合 ※控除額は配偶者の所得金額により変わります	33万円(最高額) <P24参照>	38万円(最高額) <P24参照>	5万円(最高額)																				
<b>一般扶養親族控除</b> 所得者本人の親族のうち70歳未満で合計所得金額が48万円以下の人(特定扶養親族控除対象者を除く) ※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除はなくなりました	33万円	38万円	5万円																				
<b>特定扶養親族控除</b> 所得者本人の親族のうち19歳以上22歳以下で合計所得金額が48万円以下の人	45万円	63万円	18万円																				
<b>老人扶養親族控除</b> 所得者本人の親族のうち70歳以上で合計所得金額が48万円以下の人	38万円	48万円	10万円																				
<b>同居老人扶養親族控除</b> 所得者本人の親族のうち70歳以上の同居している父母、祖父母で合計所得金額が48万円以下の人	45万円	58万円	13万円																				
<b>基礎控除</b> 基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。 ※ 令和元年分以前の基礎控除の金額は、納税者本人の合計所得金額にかかわらず、一律、住民税33万円、所得税38万円です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税者本人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税者本人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	適用なし	
納税者本人の合計所得金額	控除額																						
2,400万円以下	43万円																						
2,400万円超2,450万円以下	29万円																						
2,450万円超2,500万円以下	15万円																						
2,500万円超	適用なし																						
納税者本人の合計所得金額	控除額																						
2,400万円以下	48万円																						
2,400万円超2,450万円以下	32万円																						
2,450万円超2,500万円以下	16万円																						
2,500万円超	適用なし																						

## ●医療費控除

医療費控除は課税対象年中に、自己または自己と生計を一にする親族のために支払った医療費のうち、下記の算式により算出した金額を所得から差し引きできるという**所得控除**の一つです。

### ○一般医療費控除

★平成30年度から領収書の添付が不要となりました。

ただし、領収書は提示または提出を求める場合がありますので、5年間自宅で保存してください。

★領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の作成と提出が必要です。

“医療費控除の明細書”は病院から発行される「診察報酬明細書」等ではありません。

医療保険者から発行される「医療費通知<sup>※1</sup>」を添付すると、明細書の記入を省略できます。

※1・・・「医療費通知」は以下の6項目が記載されたものに限ります。

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者  
④療養を受けた医療機関や薬局の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

課税対象年中に <b>実際に支払った医療費</b>	－ 医療保険金・入院給付金 療養費・出産育児一時金・ 高額療養費等の補てん金 <sup>※2</sup>	－ <b>10万円</b> または課税対象年中の <b>総所得金額等の合計額の5%</b> (いずれか少ない方の額)
------------------------------	--	--

⇒ **控除限度額 : 200万円**

★医療費控除の可否の判定は、医師の治療の対価であるか否か、すなわち医師の指示があり、治療を受けるために直接必要か否かがポイントになります。

対象となる医療費例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師による診療、治療代及び、それらを受けるために直接必要な費用</li> <li>・入院時部屋代・食事代</li>   <li>・治療の対価としての義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入費用</li> <li>・治療、療養のための医薬品(薬事法第2条第1項規定のもの)購入費、それらに伴う特別の料金(次ページ参照)</li>   <li>・あんま、マッサージ、指圧師、針師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費</li>   <li>・助産師による分娩介助料、妊婦、じょく婦または新生児の保健指導料</li> <li>・保健師や看護師、准看護師、特に依頼した人に支払った療養(在宅療養含む)上の世話の費用</li>   <li>・病気で6ヶ月以上寝たきり状態の人のおむつ代 (医師による「おむつ使用証明書」の提出が必要)</li>   <li>・介護保険制度下で提供された一定のサービスの対価のうち、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額</li> <li>・通院のための公共交通機関(バス・電車等)の交通費 &lt;領収書不要&gt;</li> <li>・医師等の送迎費</li> </ul>
対象外例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カイロプラクティック師による施術費 (医師等の資格を有する人がこれらの資格に基づいて行うものであれば対象)</li> <li>・美容整形等の費用 (発育段階にある子供の不正咬合の歯列矯正は対象)</li> <li>・治療を受けるために直接必要としない近(遠)視のメガネや補聴器等の購入費</li> <li>・差額ベッド代</li> <li>・付添人の食事代</li> <li>・入院のための洗面具の購入費用、テレビや冷蔵庫の借上料</li> <li>・疾病予防や健康増進などのための医療品等購入費</li> <li>・アトピー等食事療養のための食品購入費</li> <li>・気管支炎治療のための空気清浄器、寝たきり老人の介護用ベッド、療養中に使用する特殊ベッド等の購入費</li> <li>・人間ドックの費用 (その結果、重大な疾病が発見され引き続き治療を受けた場合は対象)</li> <li>・文書料 (診断書作成料)</li> <li>・医師等に対する謝礼、親族に支払う療養上の世話の費用</li> <li>・通院のためのタクシー利用料金 (他の公共交通機関がない場合・急を要する場合等は対象となるが、必ず領収書が必要)</li> <li>・通院のための自家用車のガソリン代、分娩のための実家への帰省費用</li> <li>・遠隔地の医師の治療を受けるための旅費 (その医師でなければ治療できない難病等であれば対象)</li> <li>・付添人の交通費 (病状からして補助が必要とされる場合は対象)</li> </ul>



## ○後発医薬品のある先発医薬品の選定療養に係る医療費控除の取り扱い

令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のうち、一部の先発医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて「**特別の料金**」※1を支払うこととされました。※2この「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療または療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象となります。

※1「**特別の料金**」とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をいいます。

※2 先発医薬品が処方等される場合であっても、医療上必要であると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえて後発医薬品を提供することが困難な場合は、「特別の料金」の支払は要しません。

「特別の料金」の金額は、医療費の領収証の保険外負担欄に記載されます。

## ○セルフメディケーション税制

平成30年度から、特定一般用医薬品等(※)購入費を支払った場合に、医療費控除を受けることができます。(令和8年12月31日まで)

(※)特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品から、市販薬などドラッグストアで購入できる「OTC医薬品」に転用された医薬品のことを言います。

令和5年度から対象医薬品をより効果的なものに重点化し、スイッチOTC薬から効果が薄いものは対象外となりました。

また、とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外にも対象が拡充されました。

〈申請に必要なもの〉

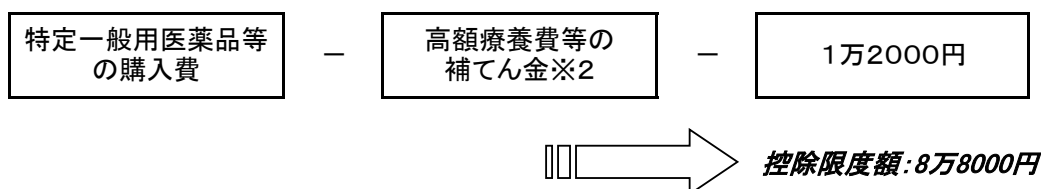
・作成していただくセルフメディケーション税制の明細書

※令和4年度から、申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を

明らかにする書類の申告書への添付又は提示は不要になりました。

ただし、以下のいずれかの診断等の領収書や結果通知表などは、提示または提出を求め場合がありますので、5年間は自宅で保存してください。

- ・健康診査
- ・予防接種
- ・定期健康診断
- ・特定健康診査(メタボ検診)
- ・がん検診 等



※2・・・支払った医療費を補てんする保険金等の額が未確定の場合は、その金額を見積りにより申告し、誤っていた場合には、後日訂正申告をすることになります。

★一般医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできませんのでご注意ください。

## ●配偶者控除と配偶者特別控除

控除対象配偶者は、一般の扶養控除に相当する配偶者控除又は、配偶者の合計所得金額に応じて控除額が変わる配偶者特別控除のどちらかの控除があります。

(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者(特別)控除の適用はありません)

配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入金額	配偶者控除額「※」は調整控除の対象【単位:万円】	
		住民税	所得税
～48万円以下	～103万円	【一般】33(22)(11) 【老人】38(26)(13)	【一般】38(26)(13) 【老人】48(32)(16)
配偶者の合計所得金額	配偶者の合計収入金額	配偶者控除額「※」は調整控除の対象【単位:万円】	
		(納税義務者の合計所得が左から900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下の場合)	
		住民税	所得税
48万円超 ～ 95万円以下	103万円超 ～ 150万円以下	33(22)(11)※	38(26)(13)※
95万円超 ～ 100万円以下	150万円超 ～ 155万円以下	33(22)(11)※	36(24)(12)※
100万円超 ～ 105万円以下	155万円超 ～ 160万円以下	31(21)(11)	31(21)(11)
105万円超 ～ 110万円以下	160万円超 ～ 166.8万円以下	26(18)(9)	26(18)(9)
110万円超 ～ 115万円以下	166.8万円超 ～ 175.2万円以下	21(14)(7)	21(14)(7)
115万円超 ～ 120万円以下	175.2万円超 ～ 183.2万円以下	16(11)(6)	16(11)(6)
120万円超 ～ 125万円以下	183.2万円超 ～ 190.4万円以下	11(8)(4)	11(8)(4)
125万円超 ～ 130万円以下	190.4万円超 ～ 197.2万円以下	6(4)(2)	6(4)(2)
130万円超 ～ 133万円以下	197.2万円超 ～ 201.6万円以下	3(2)(1)	3(2)(1)
133万円超 ～	201.6万円超 ～	0	0

【↑上記給与収入金額 -55万円 (P10参照)】

※配偶者のアルバイト年収が103万円(合計所得金額で48万円)を超えると配偶者控除は受けられませんが、201.6万円(合計所得金額で133万円)未満であれば、その所得額に応じて段階的に配偶者特別控除が受けられます。

### ★控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税

令和6年中の合計所得金額が1000万円超1805万円以下で、令和7年度市・県民税所得割が課税される方のうち、国内居住の同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下の配偶者)を有する方については、令和7年度に限り、市・県民税の所得割額から1万円が減税されます。

## 《参考》

「税金の扶養」と「健康保険の扶養」は異なります。

- ・ 「健康保険の扶養」については、職場の健康保険担当（社会保険等）または市町村保険担当課（国民健康保険）にお問い合わせください。
- ・ 国民健康保険に扶養の制度はなく、加入者の構成に応じた保険料が世帯主にかかります。

アルバイトの収入が一定の額（各健康保険組合等により算定法に多少差異があります。）を超えると配偶者や親の健康保険の扶養から除外され、自身で国民健康保険に加入したり国民年金等を払い込んでいかなければなりません。

## ●配偶者（妻又は夫）のアルバイト年収に対する課税と配偶者控除

（↑妻又は夫が扶養親族を有しない場合）

アルバイト収入	配偶者にかかる税金		あなたが配偶者控除を受けられるか(※1) 【控除額は左ページ参照】	
	市・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	かからない	かからない	あり	なし
93万円を超え 103万円以下	かかる(※2)	かからない	あり	なし
103万円を超え 201万6千円未満	かかる	かかる	なし	あり

(※1) あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

(※2) 93万円を超えるアルバイト収入があれば、給与所得として住民税の非課税限度額38万円を超えることとなり、住民税の均等割（年額5,500円）が課税されます。また、100万円（給与所得45万円）を超えると、住民税の所得割も課税される場合があります。（詳しくは、P5参照）

## ●ひとり親・寡婦控除

※これまで特別の寡婦や寡夫に該当していた方はひとり親控除の要件に該当します。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、住民票の続柄に「夫(未届)」

「妻(未届)」の記載があるものは対象外とします。

【ひとり親控除・寡婦控除(万円)】

本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
	扶養親族	有	子	30	無	30	無
子以外			26	無	26	無	無
無		26	無	無	無	無	

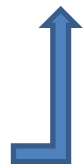


寡婦控除



ひとり親控除

本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
	扶養親族	有	子	30	無	30	無
子以外			無	無	無	無	無
無		無	無	無	無	無	



## ●税法上の扶養親族

税法上の扶養親族とは、六親等内の血族及び三親等内の姻族で「生計を一にする」もののうち合計所得金額（収入金額ではありません）が、48万円以下の者（分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します）をいいます。

※「生計を一にする」とは、同一の家屋に起居するというものではなく、日常生活の資を供にすること、つまり同じ財布で暮らしていることをいいます。

したがって、別居であっても、親族要件と所得要件を満たしており、かつ通年的に生活資金等を援助していれば、年齢に関係なく税法上の扶養親族にとることができます。

〈例〉下記の収入金額以内であれば、税法上の扶養親族にとることができます。

給与収入金額のみ	103万円以下（専従者は対象外）
公的年金収入金額のみ※1	108万円以下（65歳未満） 158万円以下（65歳以上）

（※1）障害年金・遺族年金等は、税法上の収入には該当しません。

※事業専従者を当該扶養親族等とすることはできません。

※別居の親族を扶養する場合、送金証明が必要となる場合があります。

※一扶養親族に対し扶養者となれるのは一人のみです。

（扶養が重複しないようご注意ください。）

《参考》

年の途中で死亡された方であっても、死亡時に各要件を満たしていれば、

その年は扶養親族とすることができます。

## ○国外居住親族に係る扶養控除

これまで国外で一定以上の所得を得ている親族も控除の対象とされてきましたが、令和6年度より国外居住親族の扶養控除の適用対象となる親族の年齢要件を見直し、**年齢30歳以上70歳未満**の者については一定要件に該当しない限り、扶養控除の適用対象から除外することとなりました。(令和6年度算定分より)

### 国外居住親族にかかる年齢要件

扶養親族の居住地	16歳未満	16歳から29歳	30歳から69歳	70歳以上
国内	適用対象外	適用対象	適用対象	適用対象
国外	適用対象外	適用対象	適用対象外(注1)	適用対象

(注1)留学生、障がい者又は38万円以上の送金を受けている者で一定の書類を提出又は提示した者は除きます。

### 扶養控除にかかる必要書類

年齢要件		必要書類
30歳未満又は70歳以上		従前どおり (「親族関係書類」及び「送金関係書類」)
30歳以上70歳未満	①留学生	「親族関係書類」、「送金関係書類」 及び「留学ビザ等書類」
	②障害者	「親族関係書類」、「送金関係書類」
	③38万円以上の送金を受けている	「親族関係書類」、 「38万円以上送金関係書類」

※親族関係書類とは戸籍の附票の写し、国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族の旅券(パスポート)の写し等のことをいいます。

※送金関係書類とは国外居住親族を扶養する年において、国外居住親族それぞれの生活費または教育費に充てるための支払いを行ったことを明らかにするものであり、外国送金依頼書の控えやクレジットカードの利用明細書のことをいいます。

※上記の各書類が外国語で書かれている場合は日本語の翻訳文が必要となります。

## ■ 税額控除

算出所得割額から、次の控除のうち該当するものが税額控除されます。

### 住民税からの住宅借入金等特別税額控除

住民税における住宅ローン控除とは、所得税において住宅ローン控除の適用を受けた場合、前の年の所得税から引ききれない控除分を住民税から控除する制度です。

〈対象者〉

下記①～③すべてに当てはまる方。

- ①平成21年1月1日から令和7年12月31日までに入居  
(特定増改築等に係る住宅ローン控除については令和3年12月31日まで)
- ②所得税で住宅ローン控除を受けている
- ③下記〈控除の計算方法〉に当てはめて控除額が発生する

※住民税が非課税、均等割のみ課税されている方は住宅ローン控除の適用はありません。

※所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合や、住宅ローン控除を適用しなくとも、所得税が非課税になる方は対象となりません。

〈控除の計算方法〉

次のa、bのいずれか少ない金額が住宅ローン控除に該当します。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額
- b 所得税の課税総所得金額等(山林・退職所得を含む) × 5% (限度額97,500円)

(平成26年4月から令和3年12月31日に入居し、消費税率8%または10%で住宅を取得した場合  
所得税の課税総所得金額等(山林・退職所得を含む) × 7% (限度額136,500円))

特別特例取得に該当し、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住した場合も含む  
消費税率10%の場合の住宅取得で、

新築(注文住宅)

: 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売住宅・分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等

: 令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約が締結されているもの

また、上記特例は、床面積40㎡以上50㎡未満である住宅も対象(合計所得1,000万円未満)

〈手続き方法〉

初年度(入居した翌年)

・税務署へ提出する確定申告

2年目以降(いずれか1つ)

・税務署へ提出する確定申告

・勤務先での年末調整

・市へ提出する市民税・県民税申告(源泉徴収票の添付)

※平成31年度以後の住民税については、納税通知書が送達された後に確定申告した場合でも控除が可能です。(平成30年度以前は賦課)

※給与支払報告書、源泉徴収票、確定申告書に「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」の記入がない場合、住宅ローン控除の対象にならない可能性があります。

## ★子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充【令和6年限りの措置】

(1) 令和6年入居に限り、子育て世帯及び若者夫婦世帯(以下「子育て世帯等※」とする。)

における住宅ローン控除の要件が以下の通り拡充されました。

- ✓ 認定住宅等の新築等・買取再販住宅の取得について、借入限度額が上乘せされました。
- ✓ 令和6年12月31日以前に建築確認を受けた認定住宅等の新築等の場合、  
合計所得金額が1000万円以下のものに限り、床面積要件が「50㎡以上」から  
「40㎡以上50㎡未満」に緩和されました(子育て世帯等以外の個人にも適用あり)。

※「子育て世帯等」とは、申告を行う本人が、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 自身もしくは配偶者のいずれかの年齢が40歳未満である場合
- ② 年齢が19歳未満の扶養親族を有する場合

※ その年分の合計所得金額が2000万円を超える場合には、本特例は適用されません。

改正前(令和6年・7年入居)

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
個人	4500万円	3500万円	3000万円



改正後(令和6年入居に限る)

対象者区分	認定	ZEH	省エネ
子育て世帯等	5000万円	4500万円	4000万円
上記以外	4500万円	3500万円	3000万円



(2)既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用の相当額の10%を税額控除)について、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加えます。

※ その年分の合計所得金額が2000万円を超える場合には、本特例は適用されません。

※「子育て対応改修工事」とは、次の工事をいいます。

- ① 住宅内における子供の事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る。)

対象工事		対象工事限度額	控除限度額
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世帯同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
<b>子育て対応改修【拡充】</b>		<b>250万円</b>	<b>25万円</b>

※ ()内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合の金額

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

#### 子育て対応改修工事の例

- ・転落防止手すりの設置
- ・対面式キッチンへの交換
- ・可動式間仕切り壁の設置
- ・防音性の高い床への交換

## 寄附金控除

住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金は次のとおりです。

(※政党寄附金特別控除等は、所得税にのみ適用)

- ①都道府県・市町村又は、特別区に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②住所地の共同募金会又は、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
- ③奈良県税条例又は天理市税賦課徴収条例で定める法人等に対する寄附金

★ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、一定の上限まで、所得税と住民税から原則全額控除される制度です。

全額控除の対象となるふるさと納税の上限額については、「ふるさとチョイス」等のホームページを使って簡単にシミュレーションすることもできます。

★特定寄附金の受領者が地方自治体であるとき(ふるさと納税であるとき)に控除の適用を申告により受ける場合、口寄附ごとの「寄附金の受領書」が必要とされていましたが、特定事業者(ふるさと納税の各ポータルサイト)が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する受領書」の添付でもできるようになります。(令和4年度から)

※寄附金控除に関する証明書については、特定事業者のポータルサイトから電子データにより提供されるほか、郵送等の方法で取得することができます。

- 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 所得税の税率 × 1.021  
【復興特別所得税分含む】
  - 住民税からの控除[基本分] = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%
  - 住民税からの控除[特例分] = (ふるさと納税額 - 2,000円) ×  
(100% - 10%[基本分] - 所得税の税率 × 1.021[所得税分])
- ※特例分は住民税所得割額の2割が上限。

控除を受けるためには、確定申告またはワンストップ特例制度の申請が必要です。

※ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め、住民税から全額控除されます。

### ○ワンストップ特例の対象者は？

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者であること

: ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象

※ 確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも

医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者であること

: ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5ヶ所以下であると見込まれる方が対象

#### (注意事項)

ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れのないようご注意ください。

## 外国税額控除

国外所得がある場合、国際二重課税を防止する目的で次の算出額を限度としてその所得に対する住民税所得割に相当する税額(外国所得税額)を控除できます。

$$\text{所得割額} \times (\text{国外所得総額} / \text{所得総額}) = \text{控除限度額}$$

## 配当控除

配当所得に対して課税された場合(P13参照)、市・県それぞれの算出所得割額から当該配当所得に下記の控除率を乗じたものを差し引きます。

区 分	市民税控除率	県民税控除率	所得税控除率
課税所得金額の1,000万円以下に含まれる配当所得	1.6%	1.2%	10%
課税所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	0.8%	0.6%	5%

※申告分離課税を選択した上場株式等の配当等は配当控除額の計算の対象とはなりません。

★申告手続の簡素化の観点から、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されます。

(令和4年度から)

天理市役所 税務課市民税係

0743-63-1001(代)

内線 248 ・ 249 ・ 613